水稲10a当り71,070円に

＊ 昭和47年分農業所得標準きまる ＊

昭和47年分農業所得標準は、2月1日県下一斉に発表されました。
月潟村に適用される標準は、次のとおりです。

1. 水　稲（10a当り）

	収入内訳			必要経費								差引所得
	収量	単価	収入金額	公租公課	種苗	肥料	雇人費	農具費	償却費	その他	計	
災害地	K 334	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
普通地	484	14,684	71,070	1,870	592	3,449	2,450	1,076	2,978	7,599	20,014	51,056

2. 普通畑（10a当り）

	収入内訳					必要経費								差引所得
	収量	単価	収入	作割	収入金額	公租公課	種苗	肥料	雇人費	農具費	償却費	その他	計	
馬鈴薯	K 1,435	円 220	円 31,570	% 22.6	円 7,134	円 1,270	円 4,410	円 3,857	円 730	円 1,041	円 1,771	円 4,318	円 17,397	円 29,008
甘藷	1,290	221	28,509	5.3	1,510									
雑穀	116	100K当り 10,136	11,758	47.3	5,561									
野菜	1,736	229	39,754	81.0	32,200									
計				156.2	46,405									

3. 特殊田・畑

種類		単位	所得金額	摘要
青梨畑		成木10a当り	79,700円	
赤梨畑		〃	68,900	
桃畑		〃	88,100	
リンゴ畑		〃	44,000	
ぶどう畑		〃	81,200	
いちご		10a当り	50,400	
球根	チューリップ	〃	60,100	裏作含む
	アイリス	〃	6,800	同上
はす田		〃	58,500	

昭和四十八年度 共同納税相談の実施

今年も村県民税の申告をしていただく時期がきました。
役場では次の要領により村県民税、所得税の納税相談を実施いたしますので、最寄の会場へおいで下さるようお知らせいたします。
尚、今年から申告手続が一部改正されて、住民税の申告を提出された方は、個人事業税の申告をする必要がなくなりました。

一、申告期限
村県民税、所得税の申告は、二月十六日から三月十五日までです。

二、村県民税の申告義務者
昭和四十八年一月一日現在、月潟村に住所を有するもので、左記に該当するもの。
(一)、昭和四十七年中に地代、家賃等の収入があって、昭和四十七年分の所得税の確定申告をしない方。
(二)、昭和四十七年中に営業、農業等の事業を営んでいた方で昭和四十七年分の所得税の確定申告をしない方。
(三)、給与所得者で昭和四十七年中に収入のあった給与所得以外の所得（地代、家賃、配当、外交員報酬等）について、昭和四十七年分の確定申告をしない方。
(四)、給与所得者で二ケ所以上からの給与（年末調整した前職分の給与を除く）所得があり、昭和四十七年分の所得税の確定申告をしない方。
(五)、昭和四十七年中に退職し、昭和四十八年一月一日現在給与の支払を受けていない方。
(六)、昭和四十七年中に所得税の源泉徴収を受けなかった賃金所得のある方。（農業専従者で日雇所得のある方）

三、持参いただくもの
(一)、印鑑
(二)、生命保険領収証又は払込証明書
(三)、損害保険の支払証明書
(四)、小規模企業共済組合の支払証明書
(五)、医療費控除を受けようとする方は医師又は医療機関の受領証
(六)、送付した申告書

役場の日誌

一月中の主なもの

1月8日　消防出初式
8日　選挙管理委員会
15日　成人式
17日　農業団体代表者会議
18日　農業委員会定例会
18日　学校給食共同調理場運営委員会
20日　月潟村特別職報酬等審議会
20日　産業育成資金融資委員会

共同納税相談日程

月日	時間	場所	区域及び対象者	月日	時間	場所	区域及び対象者
3月1日	午前9時～午後4時	月潟村役場	所得税の通知された方	3月9日	午前9時～午後4時	梵行寺	上曲通
3月5日	同上	西小学校	東長島・釣寄・釣寄新	3月10日	午前9時～正午	同上	下曲通
3月6日	同上	木滑公会堂	木滑	3月12日	午前9時～午後4時	老人憩の家	月潟（役場より上町組）
3月7日	同上	満徳寺	大別当	3月13日	同上	同上	月潟（役場より下町組）
3月8日	同上	集会場	西萱場				

特別職の報酬等を答申

報酬等審議会開催

月潟村特別職報酬等審議会は、一月二十日午前九時三十分より月寿荘において開催。昭和四十八年度の三役給与並びに議会議員の報酬のあり方について審議した結果村長に対し、次のように答申した。
これは、三役の給与並びに議会議員の報酬を改正する場合には、村長は報酬等審議会の意見を聞くことになっておるために諮問されたものです。
答申の内容は次のとおり

一、三役の給料
村長　月額一五六千円
助役　〃　一二五千円
収入役　〃　一二〇千円

二、議会議員の報酬
議長　月額三六千円
副議長　月額三一千円
議員　〃　二八千円

三、議会議員の会議日当
西蒲原郡の支給状況を考慮し、昭和四十八年度からの支給は時期早尚である。

四、改正年月日
昭和四十八年四月一日より

特別職報酬審議会委員は次のとおりです。

農業団体	和平　信平
商工団体	登石　栄作
学識経験	五十嵐タケ
部落代表	中島　要助
労働団体	小林　辰次
婦人団体	平原　ミヨ
会長	和平　信平

危険物 取扱者講習

危険物を業務として取扱う者は、ありますから、ご注意下さい。
危険物取扱者の免状を取得する必要があります。しかし、従来は、免状を取得してしまえば講習も更新もなく、放置されておりました。
ところが、最近の危険物事故の多発から改めてこのことが重視され、さきに消防法の一部が改正になり、資格者に対して受講の義務が付されました。
このため、県では次のとおり講習会を実施することになりましたので、該当される人は受講されるようお知らせします。
なお、この講習を受講されないと免状の返納が命じられることがあります。

記

一、日時　三月五日（月）午前九時より
二、場所　白根市産業厚生会館
三、受講料　八〇〇円（収入証紙納付）
四、受講申込期間　昭和四十八年二月八日から二月二十二日まで
五、その他
◎申込みの方法、受講対象者
そのほか不明な点については白根地区消防署、六分分署、又は月潟村役場総務課にお問い合わせ下さい。

児童手当支給対象の拡大

義務教育終了前の児童を含む、十八才未満の三人以上の児童を監護している保護者に、昭和四十七年一月より、三人目以上の児童に対し月額三千円の児童手当を支給されることになりましたが、一挙に実施することは困難で、昭和四十八年三月迄は四十二年一月二日以後に生まれた該当児童にのみ支給されておりましたが、四十八年四月からは三十八年四月二日以後に生まれた児童を含めて三人以上の児童を監護しておれば支給を受けられることになりました。該当者には近日中に児童手当認定請求書用紙をお送りしますから、三月中旬迄に必ず提出して下さい。

社教だより

教育委員会
公民館

昭和四十八年度 成人式

一月十五日月寿荘に於いて、色華やかな新成人者六十三名の出席で緊張の雰囲気の中で、来賓の祝辞、恩師の励ましの言葉が贈られた。又謝辞は、成人者を代表として月潟の山坂和夫君が、元気一杯、社会の一員として責任ある行動と民主的な社会人として、若者同志が力を合せ、国家の繁栄に力一杯つくす事を誓い、社会に巣立っていった。

将棋友交会の結成

さる一月二十八日、月潟村内に居住さるる将棋愛好者による将棋友交会が結成され、三月四日（日）に月寿荘を会場に総会、将棋大会が開催されますので、将棋愛好者の多数の参加を期待しております。
将棋大会の申込みは月潟村公民館、又は、次の部落の方に申し込み下さい。

大別当　曽屋　弘
月潟　小林昭二・小出昭吾
西萱場　青木　茂
曲通　金塚関松・高橋賢治
西部落　長谷川秀雄・間島銀一郎
高木文男・高野平之亟